

郡山市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 25 日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第33号

郡山市手数料条例の一部を改正する条例

郡山市手数料条例（平成11年郡山市条例第46号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第 3 （第 2 条、第 7 条関係） その他の手数料				別表第 3 （第 2 条、第 7 条関係） その他の手数料			
号	手数料を徴収する事務	単位	金額	号	手数料を徴収する事務	単位	金額
(略)				(略)			
備考 （略）				10	道路台帳の図面の写しの交付	1 葉	250円
				備考 （略）			

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。